

第110回 定時株主総会 招集ご通知

インターネット等および書面による議決権行使期限

2026年6月23日（火曜日）

午後5時30分 まで

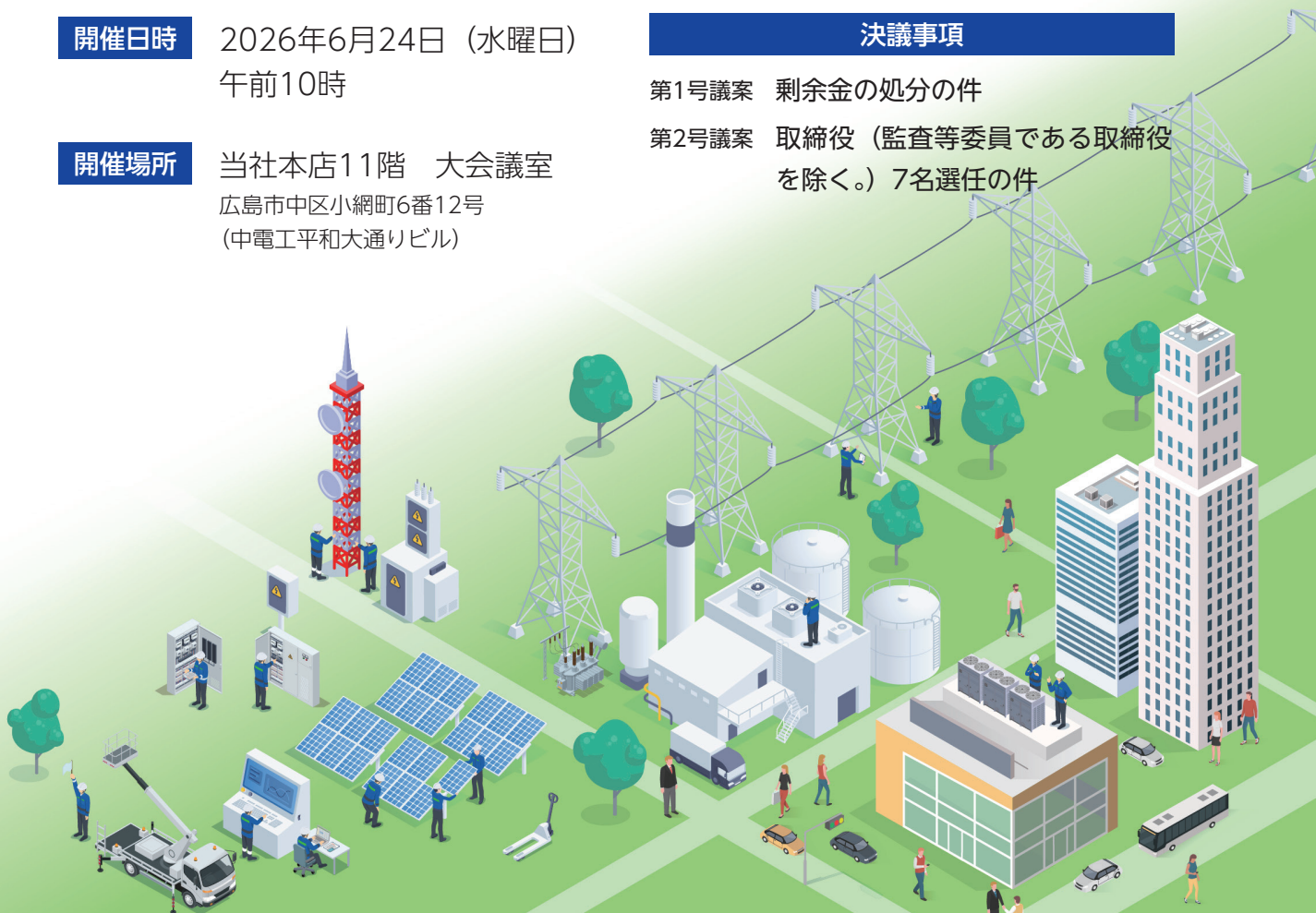
開催日時 2026年6月24日（水曜日）
午前10時

開催場所 当社本店11階 大会議室
広島市中区小網町6番12号
(中電工平和大通りビル)

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件



株主の皆さまへ

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

当社第110回定時株主総会を2026年6月24日（水曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも当社グループの事業に格別のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

《社是》

真心

《企業理念》

私たちは
技術と品質と誇りをもって
社会の発展を支え続けます



代表取締役会長
迫谷 章

代表取締役社長
重藤 隆文

(証券コード 1941)
2026年6月3日
(電子提供措置の開始日 2026年5月29日)

株 主 各 位

広島市中区小網町6番12号
株式会社 中 電 工
代表取締役会長 迫 谷 章

第110回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第110回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しておりますので、ご覧ください。

【当社ウェブサイト】

<https://www.chudenko.co.jp/info/stock/>



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、アクセスして、当社名（中電工）または証券コード（1941）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご覧ください。

【東証ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月23日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

インターネット等による議決権行使の場合

4～5頁【インターネット等による議決権行使のご案内】をご覧ください、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

なお、当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しておりますので、当該プラットフォームにより議決権を行使いただくことができます。

書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1 日 時

2026年6月24日（水曜日） 午前10時

受付開始は、午前9時を予定しております。

2 場 所

当社本店11階大会議室

広島市中区小網町6番12号（中電工平和大通りビル）

3 目的事項

報告事項

1. 第110期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査等委員会の第110期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

上記各号議案の内容等は、電子提供措置事項のうち「株主総会参考書類」に記載しております。

4 招集にあたってのその他の決定事項

- (1) インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (3) 議決権行使書用紙に議案に対する賛否が表示されていない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 - ◎ 書面交付請求された株主さまに交付している書面には、法令および当社定款の規定に基づき、電子提供措置事項のうち次の事項について記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 1. 事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」および「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
 2. 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 3. 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権の行使等についてのご案内

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2026年6月24日（水曜日）
午前10時

- 当日の当社役員および株主総会の運営スタッフは、ノーネクタイの軽装にて対応させていただきますので、ご了承ください。
- 会場でのサポートを必要とされる株主さまは、当日運営スタッフへお声掛けください。

インターネット等による議決権行使の場合



4～5頁【インターネット等による議決権行使のご案内】をご覧ください、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月23日（火曜日）
午後5時30分受付分まで

書面による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご返送ください。

行使期限

2026年6月23日（火曜日）
午後5時30分到着分まで

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合、インターネット等または書面による議決権行使はいずれも不要です。

記

1 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコンから当社の指定する**議決権行使サイト** (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。)
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2026年6月23日(火曜日)の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら、次頁のヘルプデスクへお問い合わせください。

2 インターネットによる議決権行使方法について

- (1) スマートフォンによる方法
 - ・ 議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
 (「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。ただし、パソコンでログインし「仮パスワード」を変更した後は、QRコードを読み取っても「ログインID」および「変更後のパスワード」の入力が必要となります。)
 - ・ スマートフォンの機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、下記2(2)パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。
 ※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。
- (2) パソコンによる方法
 - ・ **議決権行使サイト** (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
 - ・ 株主さま以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」は議決権行使サイト上で任意のパスワードへの変更が可能です。
 - ・ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

4 招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主さまは、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、スマートフォンまたはパソコンにより議決権行使サイトでお手続きください。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027（通話料無料）受付時間9:00～21:00

機関投資家の
皆さまへ

議決権電子行使プラットフォームのご利用について

株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主さまは、当該プラットフォームにより議決権を行使いただくことができます。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、以下の「資本政策の基本的な方針」に基づき、持続的・安定的な配当を行うことを重視し、DOE（連結株主資本配当率）3.0%を目処に配当を行う配当方針としております。

【資本政策の基本的な方針】

当社は、通常の運転資金と突発的なリスクへの対応を考慮したうえで、持続的な成長のための投資に内部資金を活用するとともに、業績や経営環境等を総合的に勘案し、株主還元を充実していくことにより、中長期的な企業価値の向上を目指す。

① 持続的な成長のための投資

事業の拡大、人材育成・研究開発強化等、将来の成長に繋がる投資に内部資金を有効活用する。

② 株主還元の充実

業績等を踏まえつつ、持続的・安定的な配当を行う。

また、経営環境等を総合的に勘案したうえで、必要に応じて自己株式取得を実施する。

これにより、第110期（2025年度）の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきます。

1 配当財産の種類

金銭

2

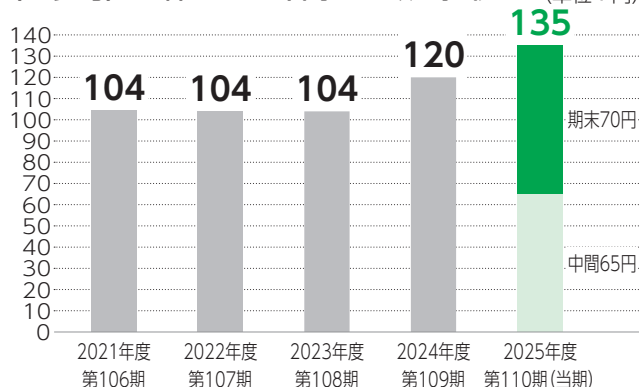
配当財産の割当てに関する事項 およびその総額

当社普通株式1株につき金70円
総額 3,705,975,210円

3

剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月25日

〈ご参考〉1株当たり年間配当額の推移 (単位：円)



第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。） 7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、独立社外取締役が過半数を占める指名諮問委員会の審議を経たうえで選定しております。

なお、監査等委員会から、本議案について審議した結果特段の意見はない旨の意見表明を受けております。

取締役候補者は、以下のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会への出席状況
1	迫谷 章 重任	代表取締役会長	12回/12回 (100%)
2	重藤 隆文 重任	代表取締役社長	12回/12回 (100%)
3	谷口 実男 重任	代表取締役 副社長執行役員 業務改革推進 安全衛生品質環境部担当 兼 調達部担当 兼 東京・大阪本部管掌	12回/12回 (100%)
4	稲本 信秀 重任 社外 独立	取締役（社外取締役）	11回/12回 (92%)
5	餘利野 直人 重任 社外 独立	取締役（社外取締役）	12回/12回 (100%)
6	江國 成基 重任 社外 独立	取締役（社外取締役）	12回/12回 (100%)
7	村田 治子 重任 社外 独立	取締役（社外取締役）	12回/12回 (100%)

1 さこ たに あきら 迫谷 章

1951年10月10日生

重任



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2013年 6月 中国電力株式会社 常務取締役 電源事業本部副本部長
上関原子力立地プロジェクト長
- 2015年 6月 同社 代表取締役副社長 電源事業本部副本部長
上関原子力立地プロジェクト長
- 2016年 4月 同社 代表取締役副社長 電源事業本部長
上関原子力立地プロジェクト長
- 2016年 6月 同社 代表取締役 副社長執行役員 電源事業本部長
- 2018年 6月 当社 代表取締役社長
- 2022年 6月 当社 代表取締役会長（現任）

■ 所有する当社株式の数
34,500株

■ 重要な兼職の状況

広島総合警備保障株式会社 社外取締役
一般社団法人広島電業協会 会長

取締役候補者とした理由

強いリーダーシップと判断力をもとに、当社の最高経営責任者として、会社の業務を総理しております。また、経営者として豊富な経験と実績を有するとともに、業務執行を監視・監督する役割を適切に果たしており、引き続き取締役候補者としたものであります。



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2017年 6月 中国電力株式会社 取締役 常務執行役員
コンプライアンス推進部門長 管財部門長
- 2017年10月 同社 取締役 常務執行役員 コンプライアンス推進部門長
考査部門長 管財部門長
- 2019年 6月 当社 社外監査役
- 2019年 6月 中国電力株式会社 取締役 常務執行役員 地域共創本部長
- 2020年 6月 同社 代表取締役 副社長執行役員 人材育成担当
調達本部長 原子力強化プロジェクト長
- 2022年 6月 当社 代表取締役社長（現任）

■ 所有する当社株式の数

18,000株

取締役候補者とした理由

当社の最高執行責任者として、重要な業務執行や方針を適時・的確に決定し、着実に推し進めております。また、経営者として豊富な経験と実績を有するとともに、業務執行を監視・監督する役割を適切に果たしており、引き続き取締役候補者としたものであります。



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1987年 9月 当社入社
- 2014年 7月 当社 三次営業所長
- 2016年 6月 当社 技術本部空調管技術部長
- 2017年 6月 当社 執行役員 技術本部空調管技術部長
- 2019年 6月 当社 取締役 常務執行役員 営業本部長
- 2022年 6月 当社 取締役 専務執行役員 技術本部長 兼 東京本部管掌
- 2023年 6月 当社 専務執行役員 技術本部長 兼 東京本部管掌
- 2024年 6月 当社 代表取締役 副社長執行役員 業務改革推進
安全衛生品質環境部担当 兼 調達部担当
兼 東京・大阪本部管掌（現任）

■ 所有する当社株式の数

16,472株

取締役候補者とした理由

当社の技術・営業部門の経験に加え、事業場長を務めるなど、豊富な経験と実績を有しており、現在副社長執行役員として各部門の目標達成に向け業務執行を統括しております。また、取締役として、重要な業務執行の決定および監視・監督の役割を適切に果たしており、引き続き取締役候補者としたものであります。



■ 社外取締役在任年数

6年
(本総会終結の時)

■ 第110期(2025年度)の取締役会への出席状況

92% (11回/12回)

■ 所有する当社株式の数

1,300株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2001年 6月	マツダ株式会社 取締役 物流本部長
2002年 3月	同社 取締役 技術本部長
2002年 6月	同社 執行役員 技術本部長
2003年 6月	同社 執行役員 品質本部長
2007年 4月	同社 常務執行役員 品質・環境担当
2008年 4月	同社 常務執行役員 国内営業本部長
2008年11月	同社 常務執行役員 国内営業担当 国内営業本部長
2011年 4月	同社 常務執行役員 国内営業・法人販売担当
2012年 6月	同社 常務執行役員 国内営業・法人販売・カスタマーサービス担当
2013年 6月	同社 取締役 専務執行役員 中国事業・国内営業・ 第一法人販売統括、マツダ(中国)企業管理有限公司董事長
2015年 6月	同社 取締役 専務執行役員 中国事業・国内営業・ 第一法人販売統括、グローバル監査担当、 マツダ(中国)企業管理有限公司董事長
2016年 4月	同社 取締役 専務執行役員 中国事業・国内営業・法人販売統括、 グローバル監査担当
2017年 4月	同社 取締役 専務執行役員 中国事業・国内営業・法人販売統括
2019年 6月	同社 特別顧問
2020年 6月	当社 社外取締役(現任)

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

マツダ株式会社での企業経営者としての豊富な経験に基づく高い見識を活かし、取締役会において独立、公正な立場からご発言いただき、業務執行を監視・監督する役割を適切に果たすとともに、指名諮問委員会・報酬諮問委員会において客観的な視点で提言をいただいております。今後もこれらの役割を果たしていただくことが期待できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としたものであります。

■ 独立性に関する考え方

同氏は当社の「独立性判断基準」を満たしており、独立性があるものと判断しております。

同氏は、2019年6月までマツダ株式会社の業務執行者でした。当社とマツダ株式会社との間に設備工事の取引関係がありますが、当社の直前事業年度における取引額は、連結売上高の2%未満と少額であります。



■ 社外取締役在任年数
5年
(本総会終結の時)

■ 第110期(2025年度)の
取締役会への出席状況
100% (12回/12回)

■ 所有する当社株式の数
700株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1983年4月 富士電機製造株式会社 入社
- 1985年4月 早稲田大学 理工学部 助手
- 1987年4月 広島大学 工学部 助手
- 1990年6月 同大学 工学部 助教授
- 1991年4月 カナダ マギル大学 客員研究員
- 2005年4月 広島大学 大学院工学研究科 教授
- 2009年4月 同大学 大学院工学研究科 副研究科長
- 2019年4月 同大学 大学院工学研究科 副研究科長 工学部 副学部長
- 2020年4月 同大学 大学院先進理工系科学研究科 教授
- 2021年6月 当社 社外取締役 (現任)
- 2022年4月 呉工業高等専門学校 校長
- 2022年4月 広島大学 大学院先進理工系科学研究科 特任教授、名誉教授
- 2026年4月 同大学 副学長 (先進理工系科学担当)、
大学院先進理工系科学研究科長、特任教授、名誉教授 (現任)

■ 重要な兼職の状況

広島大学 副学長 (先進理工系科学担当)、
大学院先進理工系科学研究科長、特任教授、名誉教授

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

これまで社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、大学院教授等の長年の経験と電力システム工学分野の専門的見地に基づく高い見識を活かし、取締役会において独立、公正な立場からご発言いただき、業務執行を監視・監督する役割を適切に果たすとともに、指名諮問委員会・報酬諮問委員会において客観的な視点で提言をいただいております。今後もこれらの役割を果たしていただくことが期待できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としたものであります。

独立性に関する考え方

同氏は当社の「独立性判断基準」を満たしており、独立性があるものと判断しております。

同氏は、広島大学の副学長 (先進理工系科学担当)、大学院先進理工系科学研究科長、特任教授、名誉教授であります。当社と広島大学との間に設備工事等の取引関係がありますが、当社の直前事業年度における取引額は、連結売上高の1%未満と少額であります。また、当社と広島大学との間に共同研究に関する取引関係がありますが、当社の直前事業年度における取引額は、販売費及び一般管理費の1%未満と少額であります。



■ 社外取締役在任年数

5年
(本総会終結の時)

■ 第110期(2025年度)の 取締役会への出席状況

100% (12回/12回)

■ 所有する当社株式の数

2,500株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2012年 3月 株式会社天満屋 執行役員 本社管理本部経営企画グループ担当
- 2013年 5月 同社 取締役 管理本部経営企画グループ担当
- 2014年 4月 同社 取締役 経営企画本部長
- 2016年 1月 同社 取締役 営業本部長 兼 岡山本店店長
- 2017年 2月 同社 取締役 百貨店事業本部長 兼 岡山本店店長
- 2017年 5月 同社 常務取締役 百貨店事業本部長 兼 岡山本店店長
- 2017年12月 同社 代表取締役社長 兼 百貨店事業本部長
- 2019年 2月 同社 代表取締役社長 兼 百貨店事業本部長 兼
コーポレート部門長
- 2021年 6月 当社 社外取締役 (現任)
- 2022年 4月 株式会社天満屋 取締役
- 2024年 5月 同社 監査役

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

株式会社天満屋での企業経営者としての豊富な経験に基づく高い見識を活かし、取締役会において独立、公正な立場からご発言いただき、業務執行を監視・監督する役割を適切に果たすとともに、指名諮問委員会・報酬諮問委員会において客観的な視点で提言をいただいております。今後もこれらの役割を果たしていただくことが期待できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としたものであります。

■ 独立性に関する考え方

同氏は当社の「独立性判断基準」を満たしており、独立性があるものと判断しております。

同氏は、2022年3月まで株式会社天満屋の業務執行者でした。当社と株式会社天満屋との間に設備工事の取引関係がありますが、当社の直前事業年度における取引額は、連結売上高の1%未満と少額であります。また、当社と株式会社天満屋との間に物品購入の取引関係がありますが、当社の直前事業年度における取引額は、売上原価および販売費及び一般管理費の1%未満と少額であります。



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年4月 東陶機器株式会社（現TOTO株式会社）入社
 1992年11月 学校法人香川学園 入所
 2011年7月 あゆみ監査法人 入所
 2012年8月 公認会計士登録
 2012年11月 税理士登録
 2012年12月 村田治子公認会計士・税理士事務所設立（同所代表者）（現任）
 2017年7月 長州監査法人 社員
 2021年6月 ダイキョーニシカワ株式会社 社外取締役（現任）
 2021年6月 当社 社外取締役（現任）
 2023年5月 学校法人信望愛学園 監事（現任）

■ 社外取締役在任年数

5年
 （本総会終結の時）

■ 第110期（2025年度）の取締役会への出席状況

100%（12回/12回）

■ 所有する当社株式の数

2,100株

■ 重要な兼職の状況

公認会計士・税理士
 村田治子公認会計士・税理士事務所 代表者
 ダイキョーニシカワ株式会社 社外取締役
 学校法人信望愛学園 監事

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

これまで社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士・税理士としての豊富な経験と会計・税務に関する専門的見地に基づく高い見識や経営修士（MBA）取得などによる会社経営に関する豊富な知識を活かし、取締役会において独立、公正な立場からご発言いただき、業務執行を監視・監督する役割を適切に果たすとともに、指名諮問委員会・報酬諮問委員会において客観的な視点で提言をいただいております。今後もこれらの役割を果たしていただくことが期待できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としたものであります。

独立性に関する考え方

同氏は当社の「独立性判断基準」を満たしており、独立性があるものと判断しております。

同氏は、村田治子公認会計士・税理士事務所の代表者であります。当社と村田治子公認会計士・税理士事務所との間には取引関係がありません。

同氏は、ダイキョーニシカワ株式会社の非業務執行者（社外取締役）および学校法人信望愛学園の監事であります。当社とダイキョーニシカワ株式会社および学校法人信望愛学園との間に設備工事の取引関係がありますが、当社の直前事業年度における取引額は、いずれも連結売上高の1%未満と少額であります。

- (注)
1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 各候補者の所有する当社株式の数は、2026年3月31日現在の状況を記載しております。
 3. 現在、当社は役員等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社が保険料の全額を負担しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を填補するものであり、各候補者の選任が承認された場合、各候補者は被保険者となります。なお、各候補者の任期途中に保険契約の更新時期を迎えますが、その際には同様の内容で更新する予定であります。
 4. 稲本信秀氏、餘利野直人氏、江國成基氏および村田治子氏は、社外取締役候補者であります。
 5. 社外取締役候補者に関する事項
 - ① 責任限定契約の締結
現在、当社は社外取締役である稲本信秀氏、餘利野直人氏、江國成基氏および村田治子氏との間で責任限定契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
 - ② 独立性判断基準
当社は、会社法に定める社外取締役の要件、および株式会社東京証券取引所の上場規程に基づく独立性基準を満たすことを、当社の独立性判断基準としております。
 - ③ 独立役員の届出
当社は、稲本信秀氏、餘利野直人氏、江國成基氏および村田治子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

以 上

<ご参考>取締役会の構成（2026年6月24日以降の予定）

当社の取締役が有する専門性・経験は以下のとおりです。

氏名	性別	当社における地位		専門性・経験						
				企業経営 経営戦略	技術 工物品質	営業	法務 ガバナンス	財務 会計	人事労務 人材育成	環境
迫谷 章	男性	代表取締役会長		●	●	●				
重藤 隆文	男性	代表取締役社長		●			●	●		
谷口 実男	男性	代表取締役 副社長執行役員		●	●	●				●
稲本 信秀	男性	社外取締役	社外 独立	●	●					●
餘利野 直人	男性	社外取締役	社外 独立		●				●	●
江國 成基	男性	社外取締役	社外 独立	●		●	●			
村田 治子	女性	社外取締役	社外 独立	●				●	●	
東岡 孝和	男性	取締役 監査等委員(常勤)					●	●	●	
飯岡 久美	女性	社外取締役 監査等委員	社外 独立				●		●	
廣田 亨	男性	社外取締役 監査等委員	社外 独立	●			●	●		
吉永 浩之	男性	社外取締役 監査等委員	社外			●	●		●	

(注) 各人の有する専門性と経験のうち主要なものに印を付しており、取締役の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

事業報告 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期の事業環境は、製造業の設備投資や都市部の再開発などが堅調に推移したものの、原材料価格の高止まりに加え、労働者不足が続く状況にありました。

こうした中、当社グループは、「中期経営計画2027（2025～2027年度）」に基づき、営業力・施工力の一層の強化や生産性向上などの諸施策を進めてまいりました。

この結果、当期の業績は次のとおりとなりました。

売上高は、情報通信工事が減少したものの、屋内電気工事や配電線工事などの増加により、前期に比べ増収となりました。

営業利益は、売上高の増加に加え、原価管理の徹底や施工の効率化、全社的なコスト低減の一層の推進などにより、前期に比べ増益となりました。

経常利益は、営業利益の増加などにより、前期に比べ増益となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、経常利益が増加したものの、前期の持分法適用会社解散に伴う法人税等減少の反動などにより前期に比べ減益となりました。

[当社グループ（連結）の業績]

(単位：百万円)

区 分	前 期	当 期	増減額	増減率(%)
売 上 高	221,885	227,850	5,964	2.7
営 業 利 益	21,698	26,180	4,482	20.7
経 常 利 益	23,434	27,474	4,040	17.2
親会社株主に帰属する当期純利益	19,895	18,482	△1,412	△7.1

〔当社（個別）の業績〕

(単位：百万円)

区 分			前 期	当 期	増減額	増減率(%)
受	注	高	186,539	223,775	37,235	20.0
売	上	高	177,827	182,697	4,870	2.7
営	業	利	19,176	23,790	4,613	24.1
経	常	利	21,523	26,374	4,850	22.5
当	期	純	19,059	18,579	△480	△2.5

〔当社（個別）の受注高・売上高・繰越高〕

(単位：百万円)

工事種別	前 期 繰越高	当 期 受注高	当 期 売上高	次 期 繰越高
屋 内 電 気 工 事	98,885	117,917	94,778	122,024
空 調 管 工 事	32,388	51,319	35,143	48,564
情 報 通 信 工 事	7,330	9,702	9,010	8,021
配 電 線 工 事	249	33,547	33,526	270
送 変 電 地 中 線 工 事	12,051	11,289	10,239	13,101
合 計	150,905	223,775	182,697	191,983

(2) 対処すべき課題

今後の事業環境は、製造業の設備投資や都市部の再開発など引き続き堅調に推移することが期待される一方で、原材料価格の高止まりや労働者不足に加え、中東情勢の事業への影響など、先行き不透明な状況が想定されます。

このような環境の中、当社グループは、「中期経営計画2027（2025～2027年度）」に基づき、営業力・施工力の一層の強化や生産性向上などの諸施策を進め、事業の拡大と更なる利益の創出にグループ一体となって取り組んでまいります。

こうした取り組みを着実に実施するとともに、人的資本経営を強力に推進することで、「中電グループ 2030ビジョン」に掲げる持続的な成長と企業価値の更なる向上の実現に繋げてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも当社グループの事業に格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

Change & Growth For All to 2027

～営業力・施工力の強化と人的資本経営の推進～

主要施策と取り組み

1 安全・コンプライアンスの徹底と品質の向上

安全とコンプライアンスを最優先とした事業運営を徹底するとともに、お客さまの信頼と満足度の向上に向けて、品質の確保・向上に取り組む。

- 協力会社と一体となった安全最優先の意識の向上と基準ルール遵守の徹底
- コンプライアンス意識の向上と法令遵守の徹底
- 工事のプロセス全体にわたる品質の確保
- 災害時の早期復旧など電力安定供給への確実な貢献 等

2 営業力・施工力の一層の強化と受注の拡大

中国地域のシェア拡大、都市圏の事業拡大および海外の基盤強化に向けて、営業力・施工力を一層強化する。

- 営業要員の確保と設計力・提案力の強化
- 技術要員の確保・育成と施工管理者の最適配置
- 協力会社とのパートナーシップ強化
- 半導体・データセンターなど成長分野の受注強化 等

3 生産性の向上による利益の創出

D Xや施工の効率化など業務全般にわたる生産性向上の取り組みを深化させ、更なる利益を創出する。

- D X、生成A Iの活用による一層の業務効率化
- フロントローディングによる工事の平準化・効率化
- 迅速な情報共有、コミュニケーション強化による課題の早期解決
- 原価管理の強化と一層のコスト低減 等

4 人材の確保・育成の強化と魅力ある職場づくり

採用方法の多様化による人材確保、育成の強化と魅力ある職場づくりを推進し、従業員のスキルとエンゲージメントの向上を図る。

- リファラル採用、初任地限定採用など採用方法の多様化による人材の確保
- 資格取得教育等によるスキルアップの継続的支援
- ワークライフバランスの推進
- 快適な職場環境の整備、健康経営の推進 等

5 成長投資による事業拡大

カーボンニュートラルに向け、脱炭素化支援として環境関連ビジネスを推進する。また、事業拡大に向けたM&Aに取り組む。

- P P A事業など環境関連ビジネスの推進
- プロジェクト設置による系統用蓄電池事業の総合的な取り組みの推進
- 技術研究開発の推進
- 施工体制の強化に向けたM&Aの推進 等

連結数値目標（2027年度）

売上高

2,600億円

営業利益

280億円

ROE

8.5%以上

「変革と成長」 ～持続的な成長に向けて～

目指すグループ像

- 持続的な成長を遂げるとともに、
持続可能な社会の実現に貢献
- 働くすべての人が、
誇りと喜びを持って、変革にチャレンジ
- 高い技術と品質で
社会の多様なニーズに応えていく

連結数値目標 (2030年度)

売上高	3,000億円
営業利益	300億円
ROE	9.0%以上

(3) 設備投資の状況

当期に当社グループで実施しました設備投資の総額は55億7千6百万円であり、事業場の整備・拡充、工具・事務機器等の更新を中心に行っております。

(4) 財産および損益の状況の推移

① 当社グループ（連結）の財産および損益の状況の推移

区 分	2022年度 第107期	2023年度 第108期	2024年度 第109期	2025年度 第110期(当期)
売 上 高 (百万円)	189,032	201,025	221,885	227,850
営 業 利 益 (百万円)	8,361	11,947	21,698	26,180
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△1,905	12,742	23,434	27,474
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△6,913	7,937	19,895	18,482
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△125.62	145.37	366.88	341.97
総 資 産 (百万円)	272,514	280,542	293,900	317,819
純 資 産 (百万円)	202,069	213,921	229,601	247,823

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は自己株式数控除後の期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
なお、第107期の自己株式数には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship[®])」導入において設定した「中電工従業員株式投資会専用信託口」が所有する当社株式の数を加算しております。

② 当社（個別）の財産および損益の状況の推移

区 分	2022年度 第107期	2023年度 第108期	2024年度 第109期	2025年度 第110期(当期)
受 注 高 (百万円)	167,762	183,334	186,539	223,775
売 上 高 (百万円)	148,235	157,147	177,827	182,697
営 業 利 益 (百万円)	6,638	9,819	19,176	23,790
経 常 利 益 (百万円)	9,137	11,014	21,523	26,374
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△7,967	7,841	19,059	18,579
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△144.76	143.61	351.48	343.78
総 資 産 (百万円)	248,785	255,129	266,636	288,710
純 資 産 (百万円)	193,294	201,763	213,337	225,627

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は自己株式数控除後の期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
なお、第107期の自己株式数には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship[®])」導入において設定した「中電工従業員株式投資会専用信託口」が所有する当社株式の数を加算しております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況 (2026年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
三親電材株式会社	72百万円	50.03	電気機器・工事材料の販売
中工開発株式会社	20百万円	100.00	保険代理・リース
株式会社イーパック広島	20百万円	100.00	電気・空調管工事等の設計・積算
株式会社中電工テクノ	20百万円	100.00	配電線工事の施工
株式会社中電工エレテック広島・島根	20百万円	100.00	電気工事等の設計・施工
株式会社中電工エレテック岡山・鳥取	20百万円	100.00	電気工事等の設計・施工
株式会社中電工エレテック山口	20百万円	100.00	電気工事等の設計・施工
杉山管工設備株式会社	56百万円	100.00	空調管工事等の設計・施工
早水電機工業株式会社	100百万円	100.00	電気工事等の設計・施工
株式会社昭和コーポレーション	230百万円	100.00	熱絶縁工事の設計・施工・監理 断熱配管支持金具の製造・販売
SHOWA VIETNAM CO., LTD	50万USD	100.00 (100.00)	空調管資材等の輸出入・卸販売・小売販売
SHOWA TECH VIETNAM CO.,LTD	977万USD	100.00 (100.00)	空調管資材等の製造・販売
CHUDENKO (MALAYSIA) SDN. BHD.	600万マレーシア リンギット	100.00	電気工事等の設計・施工
RYB ENGINEERING PTE LTD	150万シンガポール ドル	100.00	電気工事等の設計・施工
ELEVATE ENGINEERING SOLUTION PTE. LTD.	70万シンガポール ドル	100.00 (100.00)	電気工事等の設計・施工
RYBE ENGINEERING (M) SDN. BHD.	350万マレーシア リンギット	100.00 (100.00)	電気工事等の設計・施工

- (注) 1. 上記16社は、いずれも連結子会社であります。
2. 当社の議決権比率の()内は、間接所有割合で内数であります。

② その他の重要な企業結合の状況

会社名	資本金	当社への 議決権比率 (%)	事業内容	主な取引の内容
中国電力株式会社	197,024百万円	41.41 (0.00)	電気事業	電気工事等の請負施工

- (注) 当社への議決権比率の()内は、間接所有割合で内数であります。

(6) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループは、設備工事業を主な事業内容としております。

主な事業会社である当社は、建設業法により、特定建設業者として国土交通大臣許可を受け、屋内電気工事、空調管工事、情報通信工事、配電線工事、送変電地中線工事を設計施工しております。

(7) 主要な事業場 (2026年3月31日現在)

① 当社の主要な事業場

名 称	所在地	名 称	所在地
本 店	広 島 県	鳥 取 統 括 支 社	鳥 取 県
広 島 統 括 支 社	広 島 県	東 京 本 部	東 京 都
岡 山 統 括 支 社	岡 山 県	大 阪 本 部	大 阪 府
山 口 統 括 支 社	山 口 県	名 古 屋 支 社	愛 知 県
島 根 統 括 支 社	島 根 県	電 力 建 設 所	広 島 県

(注) 上記以外に62か所の事業場があります。

② 重要な子会社の事業場

会社名	本店所在地	営業所
三親電材株式会社	広 島 県	広 島 営 業 所 ほか19か所
中工開発株式会社	広 島 県	岡 山 営 業 所 ほか3か所
株式会社イーペック広島	広 島 県	—
株式会社中電工テクノ	広 島 県	広 島 営 業 所 ほか8か所
株式会社中電工エレクトック広島・島根	広 島 県	福 山 営 業 所 ほか1か所
株式会社中電工エレクトック岡山・鳥取	岡 山 県	倉 敷 営 業 所 ほか2か所
株式会社中電工エレクトック山口	山 口 県	下 松 営 業 所 ほか1か所
杉山管工設備株式会社	神 奈 川 県	平 塚 支 店
早水電機工業株式会社	兵 庫 県	大 阪 営 業 所
株式会社昭和コーポレーション	東 京 都	東 京 事 業 所 ほか18か所
SHOWA VIETNAM CO., LTD	ベ ト ナ ム	—
SHOWA TECH VIETNAM CO.,LTD	ベ ト ナ ム	—
CHUDENKO (MALAYSIA) SDN. BHD.	マ レ ー シ ア	—
RYB ENGINEERING PTE LTD	シ ン ガ ポ ー ル	—
ELEVATE ENGINEERING SOLUTION PTE. LTD.	シ ン ガ ポ ー ル	—
RYBE ENGINEERING (M) SDN. BHD.	マ レ ー シ ア	—

(8) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
4,697名	85名増

(注) 従業員数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む) であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,465名	65名増	40.2歳	18.8年

(注) 1. 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む) であります。

2. 平均年齢、平均勤続年数は、表示単位未満を四捨五入により表示しております。

2. 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

(1) 発行可能株式の総数 260,000,000株

(2) 発行済株式の総数 52,942,503株 (自己株式5,195,614株を除く)

(3) 株主数 11,421名

(4) 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
中国電力株式会社	21,892,259	41.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,631,800	6.85
中電工従業員株式投資会	1,672,831	3.15
株式会社中国銀行	1,398,619	2.64
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,289,600	2.43
明治安田生命保険相互会社	1,129,465	2.13
株式会社広島銀行	1,036,180	1.95
株式会社もみじ銀行	822,900	1.55
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	641,256	1.21
BNYMSANV RE BNYMIL RE WS MORANT WRIGHT NIPPON YIELD FUND	530,000	1.00

(注) 当社は、自己株式を5,195,614株所有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当期中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

役員区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員および社外取締役を除く）	6,700株	3名
社外取締役（監査等委員を除く）	－	－
取締役（監査等委員）	－	－

(注) 上記のほか、当社役付執行役員9名に9,200株交付しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、株主還元の充実および資本効率の向上を図るため、2026年2月26日開催の取締役会において自己株式の取得を決議し、2026年2月27日に1,216,400株（自己株式を除く発行済株式総数に対する割合は2.25%）の自己株式を総額6,027,262,000円で取得しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2026年3月31日現在)

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
迫谷 章	代表取締役会長		広島総合警備保障株式会社社外取締役 一般社団法人広島電業協会会長
重藤 隆文	代表取締役社長		
谷口 実男	代表取締役 副社長執行役員	業務改革推進 安全衛生品質環境部担当 兼 調達部担当 兼 東京・大阪本部管掌	
稲本 信秀	社外取締役		
餘利野 直人	社外取締役		呉工業高等専門学校校長 広島大学大学院先進理工系科学研究科 特任教授、名誉教授
江國 成基	社外取締役		株式会社天満屋監査役
村田 治子	社外取締役		公認会計士・税理士 村田治子公認会計士・税理士事務所代表者 ダイキョーニシカワ株式会社社外取締役 学校法人信望愛学園監事
東岡 孝和	取締役 (監査等委員)	常 勤	株式会社広島ホームテレビ社外取締役
飯岡 久美	社外取締役 (監査等委員)		弁護士 ひまわり法律事務所
廣田 亨	社外取締役 (監査等委員)		
吉永 浩之	社外取締役 (監査等委員)		中国電力株式会社常務執行役員 株式会社エネルギア・スマイル代表取締役社長 公益社団法人広島県労働基準協会代表理事会長

(注) 1. 当期中の役員の異動

- ① 2025年6月25日開催の第109回定時株主総会において、東岡孝和氏が監査等委員である取締役に新たに選任され、就任いたしました。
- ② 2025年6月25日開催の第109回定時株主総会終結の時をもって、緒方秀文氏が監査等委員である取締役を任期満了により退任いたしました。

2. 社外役員の重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ① 餘利野直人氏は、呉工業高等専門学校の校長および広島大学大学院先進理工系科学研究科の特任教授、名誉教授を兼職しております。

当社と呉工業高等専門学校との間に重要な取引その他の関係はありません。また、当社と広島大学との間に設備工事等の取引関係がありますが、その取引額は少額であります。

- ② 江國成基氏は、株式会社天満屋の監査役を兼職しております。

当社と株式会社天満屋との間に設備工事等の取引関係がありますが、その取引額は少額であります。

- ③ 村田治子氏は、村田治子公認会計士・税理士事務所の代表者、ダイキョーニシカワ株式会社の社外取締役および学校法人信望愛学園の監事を兼職しております。

当社と村田治子公認会計士・税理士事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。また、当社とダイキョーニシカワ株式会社および学校法人信望愛学園との間に設備工事の取引関係がありますが、その取引額は少額であります。

- ④ 飯岡久美氏は、ひまわり法律事務所の弁護士を兼職しております。

当社とひまわり法律事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。

- ⑤ 吉永浩之氏は、中国電力株式会社の常務執行役員、株式会社エネルギア・スマイルの代表取締役社長および公益社団法人広島県労働基準協会の代表理事会長を兼職しております。

当社は中国電力株式会社の関連会社であり、設備工事等の取引関係があります。

株式会社エネルギア・スマイルは中国電力株式会社の子会社ですが、重要な取引その他の関係はありません。また、公益社団法人広島県労働基準協会との間に設備工事等の取引関係がありますが、その取引額は少額であります。

- ⑥ 取締役の重要な兼職の状況について、2026年3月31日付で次のとおり異動がありました。

氏名	重要な兼職の状況	
	異動前	異動後
餘利野 直人	呉工業高等専門学校校長	—

- ⑦ 取締役の重要な兼職の状況について、2026年4月1日付で次のとおり異動がありました。

氏名	重要な兼職の状況	
	異動前	異動後
餘利野 直人	広島大学大学院先進理工系科学研究科 特任教授、名誉教授	広島大学副学長（先進理工系科学担当）、 大学院先進理工系科学研究科長、 特任教授、名誉教授

3. 廣田亨氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 稲本信秀氏、餘利野直人氏、江國成基氏、村田治子氏、飯岡久美氏および廣田亨氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

5. 常勤の監査等委員を選定している理由は、重要な会議への出席や日常的な社内情報の収集、内部監査部門との連携を図ることにより、監査の実効性を確保するためであります。

6. 役付執行役員（取締役兼務者を除く）

(2026年3月31日現在)

氏名	地位	担当
大庭 秀明	専務執行役員	企画本部長
川上 聖二	常務執行役員	電力本部長
伊東 祥人	常務執行役員	東京本部長
前原 修二	常務執行役員	営業本部長
遠部 日出夫	常務執行役員	技術本部長
永島 正敏	常務執行役員	電力本部副本部長 兼 電力本部配電部長
山戸 明	常務執行役員	技術本部副本部長 兼 技術本部情報通信技術部長
東 光晴	常務執行役員	業務本部長
野津 交起	常務執行役員	広島統括社長

7. 執行役員

(2026年3月31日現在)

氏名	地位	担当
高橋 達也	執行役員	広島中部支社長
安村 勲	執行役員	電力本部送変電地中線部長
永岡 周	執行役員	企画本部経理部長
中瀬 実	執行役員	企画本部副本部長 兼 企画本部海外事業部長
角戸 達広	執行役員	島根統括支社長
金田 好正	執行役員	岡山統括支社長
生田 有次	執行役員	調達部長
有田 昭夫	執行役員	電力建設所長
上田 治	執行役員	倉敷支社長
永原 泰介	執行役員	業務本部副本部長 兼 業務本部総務部長
松重 健児	執行役員	広島東部支社長
徳永 健二郎	執行役員	鳥取統括支社長
網本 有二	執行役員	技術本部空調管技術部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各監査等委員である取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社取締役、役付執行役員、執行役員および重要な使用人を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険は被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟がなされた場合、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補填するものであります。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補償されない等、一定の免責事由があります。

なお、保険料については全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針

1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」といいます。）等の内容

≪役員報酬の決定に係る方針≫

ア) 役員報酬の基本的な考え方

- ・職務遂行の基本的な対価として相応の報酬額とする。
- ・企業価値の継続的向上につながる報酬体系とする。
- ・株主をはじめとするステークホルダーに対し、わかりやすい報酬体系とする。

イ) 役員報酬に係る基本方針

a. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬の基本方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬である基本報酬と、変動報酬である業績連動報酬・株価連動報酬により構成する。ただし、社外取締役は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみとする。

- ・職務遂行の基本的な対価として、基本報酬を支給する。
- ・短期的な業績向上へのインセンティブを強化するため、業績連動報酬を支給する。
- ・中長期的な業績向上へのインセンティブと、株式価値向上を目指すため、株価連動報酬を支給する。

b. 監査等委員である取締役報酬の基本方針

監査等委員である取締役報酬は、その役割を考慮し、固定報酬である基本報酬のみとする。

- ・職務遂行の基本的な対価として、基本報酬を支給する。

ウ) 個人別の報酬の額または算定方法の決定および支給時期に関する方針

a. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に関する方針

○基本報酬

個人別の報酬額は、役割や責務に応じて役職ごとの報酬額を定めた基準に基づき決定し、毎月現金にて支給する。

○業績連動報酬

連結営業利益に応じて変動する報酬制度とする。

個人別の報酬額は、連結営業利益水準の各段階において役職ごとに標準報酬額を定め、

職務執行による貢献度に応じてこれを調整することと定めた基準に基づき決定し、毎年6月の取締役の任期満了後に現金にて支給する。

○株価連動報酬

譲渡制限付株式報酬を支給する。

個人別の支給株式数は、役割や責務に応じて役職ごとの株式付与相当額を定めた基準と株式の割当に係る取締役会決議日の前営業日の株価に基づき決定し、毎年、取締役就任から1か月以内に取締役会で株式の割当決議を行い、当該決議日からさらに1か月以内に株式を支給する。

b. 監査等委員である取締役に関する方針

個人別の報酬額は、役割や責務に応じて役職ごとの報酬額を定めた基準に基づき決定し、毎月現金にて支給する。

エ) 個人別の報酬の支給割合の決定に関する方針

報酬が企業価値の継続的向上へのインセンティブとして有効に機能するよう、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の基本報酬と変動報酬（業績連動報酬および株価連動報酬）の比率を「5：1～5」程度とする。

なお、社外取締役および監査等委員である取締役の報酬については、基本報酬のみとする。

オ) 個人別の報酬の決定方法

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬および業績連動報酬は、決定プロセスの透明性・客観性を強化するため、独立社外取締役が過半数を占める報酬諮問委員会の審議を踏まえ、取締役会から一任を受けた代表取締役会長および代表取締役社長が決定する。また、株価連動報酬は、報酬諮問委員会の審議を踏まえ、取締役会で決定する。

監査等委員である取締役の基本報酬は、報酬諮問委員会の審議を踏まえ、監査等委員である取締役の協議により決定する。

2) 決定方針の決定方法

役員報酬の決定に係る方針は、報酬諮問委員会の審議を踏まえ、取締役会の決議および監査等委員である取締役の協議により決定しております。

3) 当期における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬および業績連動報酬の個人別報酬

の決定については、経営陣を統括する役割を担っており、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）を評価するにあたり最適な立場にある代表取締役会長迫谷章氏および代表取締役社長重藤隆文氏へ委任しております。この両名は、決定プロセスの透明性・客観性を強化するため、独立社外取締役が過半数を占める報酬諮問委員会の審議を踏まえ、これを決定しております。

4) 当期に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容は、当社決定方針に基づき、独立社外取締役が過半数を占める報酬諮問委員会において審議しており、取締役会ならびに取締役会から一任を受けた代表取締役会長および代表取締役社長は当該審議内容を尊重して決定していることから、取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

② 株主総会の決議内容等

1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬

○基本報酬

年額210百万円以内（2023年6月27日決議。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数7名。）

上記のうち、社外取締役分 年額30百万円以内（2023年6月27日決議。当該株主総会終結時点の社外取締役の員数4名。）

○業績連動報酬

連結営業利益水準	報酬額
120億円以上	160百万円以内
80億円以上 ～ 120億円未満	120百万円以内
60億円以上 ～ 80億円未満	90百万円以内
40億円以上 ～ 60億円未満	60百万円以内
20億円以上 ～ 40億円未満	40百万円以内
10億円以上 ～ 20億円未満	20百万円以内
10億円未満	0

（2023年6月27日決議。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数3名。）

連結営業利益は中期経営計画の数値目標であることから、業績連動報酬の指標として選定しております。なお、当期における実績は261億円であります。物品売却益の7億円を差し引いた254億円を基に支給することとしております。

○株価連動報酬（譲渡制限付株式報酬）

年額50百万円以内（ただし、5万株を上限とする。）（2023年6月27日決議。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数3名。）

本報酬制度は、上記報酬額の範囲内において、報酬額相当の譲渡制限付株式を付与するものです。付与する株式は普通株式とし、当社取締役および役付執行役員を退任するまでの間、譲渡等の処分をしてはならないものとします。

なお、当期中の付与状況は、2. 会社の株式に関する事項に記載のとおりです。

2) 監査等委員である取締役の報酬

○基本報酬

年額60百万円以内（2023年6月27日決議。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数4名。）

③ 当期に係る取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	株価連動報酬 (譲渡制限付 株式報酬)	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	269 (25)	131 (25)	115 (-)	22 (-)	7 (4)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	50 (20)	50 (20)	- (-)	- (-)	5 (3)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬は、基本報酬、業績連動報酬および株価連動報酬（非金銭報酬）としており、取締役（監査等委員）の報酬は、基本報酬のみとしております。なお、取締役（監査等委員を除く）のうち社外取締役は、基本報酬のみとしております。
2. 上記には、2025年6月25日開催の第109回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）1名に対して支給した報酬等を含んでおります。

(5) 社外役員の主な活動状況および社外取締役が期待される役割に関して行った職務の概要

役員区分	氏名	主な活動状況
取締役	稲本 信 秀	当期中に開催した取締役会12回のうち11回に出席したほか、その他重要な会議に出席し、企業経営者としての豊富な経験に基づく高い見識を活かし、独立、公正な立場から発言するとともに、指名諮問委員会・報酬諮問委員会において客観的な視点で提言しております。
取締役	餘利野 直 人	当期中に開催した取締役会12回すべてに出席したほか、その他重要な会議に出席し、大学院教授等の長年の経験と電力システム工学分野の専門的見地に基づく高い見識を活かし、独立、公正な立場から発言するとともに、指名諮問委員会・報酬諮問委員会において客観的な視点で提言しております。
取締役	江 國 成 基	当期中に開催した取締役会12回すべてに出席したほか、その他重要な会議に出席し、企業経営者としての豊富な経験に基づく高い見識を活かし、独立、公正な立場から発言するとともに、指名諮問委員会・報酬諮問委員会において客観的な視点で提言しております。
取締役	村 田 治 子	当期中に開催した取締役会12回すべてに出席したほか、その他重要な会議に出席し、公認会計士・税理士としての豊富な経験と会計・税務に関する専門的見地に基づく高い見識や、経営修士(MBA)の取得などによる会社経営に関する豊富な知識を活かし、独立、公正な立場から発言するとともに、指名諮問委員会・報酬諮問委員会において客観的な視点で提言しております。
取締役 (監査等委員)	飯 岡 久 美	当期中に開催した取締役会12回すべてに、また、監査等委員会14回すべてに出席したほか、その他重要な会議に出席し、弁護士としての豊富な経験と法律に関する専門的見地に基づく高い見識を活かし、独立、公正な立場から発言するとともに、指名諮問委員会・報酬諮問委員会において客観的な視点で提言しております。
取締役 (監査等委員)	廣 田 亨	当期中に開催した取締役会12回すべてに、また、監査等委員会14回すべてに出席したほか、その他重要な会議に出席し、企業経営者としての豊富な経験と金融に関する専門的見地に基づく高い見識を活かし、独立、公正な立場から発言するとともに、指名諮問委員会・報酬諮問委員会において客観的な視点で提言しております。
取締役 (監査等委員)	吉 永 浩 之	当期中に開催した取締役会12回すべてに、また、監査等委員会14回すべてに出席したほか、その他重要な会議に出席し、電力業界における豊富な経験に基づく高い見識を活かし、客観的な視点で発言しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額
①当期に係る会計監査人の報酬等の額	53百万円
②上記①のほか、当社および子会社が会計監査人に支払うべき、金銭その他の財産上の利益の額	—
合 計	53百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、SHOWA VIETNAM CO., LTD、SHOWA TECH VIETNAM CO.,LTD、CHUDENKO (MALAYSIA) SDN. BHD.、RYB ENGINEERING PTE LTD、ELEVATE ENGINEERING SOLUTION PTE. LTD. および RYBE ENGINEERING (M) SDN. BHD.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料を入手し、報告を受けたうえで監査計画の内容、従前の監査および報酬の実績の推移、報酬見積りの算出根拠等について確認し、検討した結果、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条に定める解任の他、会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合には、その事実に基づき会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断したときは、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを求めます。

(注) 1. 本事業報告は、以下により記載しております。

記載金額、議決権比率および持株比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。その他の比率は、表示単位未満を四捨五入により表示しております。

2. E-Ship[®]は野村證券株式会社の登録商標です。

E-Ship[®] (Employee Shareholding Incentive Plan の略称) は、米国で普及している従業員持株制度ESOP (Employee Stock Ownership Plan) を参考に、野村證券株式会社および野村信託銀行株式会社が従業員持株会の仕組みを応用して開発した従業員向けインセンティブ・プランです。

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

単位：百万円（未満切捨）

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	142,101	流動負債	57,982
現金預金	30,179	支払手形・工事未払金等	34,108
受取手形・完成工事未収入金等	72,598	リース債務	169
有価証券	23,069	未払法人税等	8,628
未成工事支出金	7,995	未成工事受入金	7,568
材料貯蔵品	1,770	完成工事補償引当金	52
商品及び製品	2,548	工事損失引当金	19
その他	3,976	役員賞与引当金	73
貸倒引当金	△36	その他	7,362
固定資産	175,717	固定負債	12,013
有形固定資産	42,360	リース債務	519
建物・構築物	15,862	繰延税金負債	5,496
機械・運搬具・工具器具備品	8,099	役員退職慰労引当金	203
土地	17,131	退職給付に係る負債	5,444
リース資産	605	その他	349
建設仮勘定	661		
無形固定資産	5,341	負債合計	69,995
のれん	859	(純資産の部)	
その他	4,481	株主資本	212,681
投資その他の資産	128,016	資本金	3,481
投資有価証券	104,807	資本剰余金	640
長期貸付金	12,946	利益剰余金	223,331
繰延税金資産	1,334	自己株式	△14,772
退職給付に係る資産	5,932	その他の包括利益累計額	31,565
その他	3,133	その他有価証券評価差額金	20,374
貸倒引当金	△137	為替換算調整勘定	1,552
		退職給付に係る調整累計額	9,639
		新株予約権	25
		非支配株主持分	3,551
資産合計	317,819	純資産合計	247,823
		負債純資産合計	317,819

連結損益計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

単位：百万円（未満切捨）

科目	金額	
売上高		
完成工事高	204,448	
その他の事業売上高	23,401	227,850
売上原価		
完成工事原価	164,463	
その他の事業売上原価	18,588	183,052
売上総利益		
完成工事総利益	39,985	
その他の事業総利益	4,812	44,797
販売費及び一般管理費		18,617
営業利益		26,180
営業外収益		
受取利息	582	
受取配当金	928	
その他	983	2,494
営業外費用		
持分法による投資損失	1,048	
その他	151	1,199
経常利益		27,474
特別利益		
固定資産処分益	12	
投資有価証券売却益	1,155	1,168
特別損失		
固定資産処分損	120	
投資有価証券売却損	841	
投資有価証券評価損	877	1,838
税金等調整前当期純利益		26,804
法人税、住民税及び事業税	9,560	
法人税等調整額	△1,516	8,044
当期純利益		18,760
非支配株主に帰属する当期純利益		277
親会社株主に帰属する当期純利益		18,482

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

単位：百万円（未満切捨）

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	107,323	流動負債	45,157
現金預金	11,527	工事未払金	24,376
受取手形	609	リース債務	1,000
電子記録債権	6,464	未払金	3,065
完成工事未収入金	53,390	未払費用	1,766
リース投資資産	3	未払法人税等	7,968
有価証券	23,069	未成工事受入金	6,588
未成工事支出金	6,771	預り金	203
材料貯蔵品	1,548	前受収益	2
前払費用	386	完成工事補償引当金	53
その他	3,562	工事損失引当金	9
貸倒引当金	△9	その他	122
固定資産	181,386	固定負債	17,925
有形固定資産	38,315	リース債務	3,650
建物・構築物	13,556	退職給付引当金	13,990
機械・運搬具	4,520	資産除去債務	212
工具器具・備品	971	その他	72
土地	14,422		
リース資産	4,208		
建設仮勘定	635		
無形固定資産	1,859	負債合計	63,082
のれん	235	(純資産の部)	
ソフトウェア	1,614	株主資本	205,835
その他	9	資本金	3,481
		資本剰余金	640
		資本準備金	25
		その他資本剰余金	615
投資その他の資産	141,211	利益剰余金	216,485
投資有価証券	91,263	利益準備金	870
関係会社株式	27,523	その他利益剰余金	215,615
その他の関係会社有価証券	319	固定資産圧縮積立金	2,263
長期貸付金	18,444	別途積立金	173,400
破産更生債権等	44	繰越利益剰余金	39,951
長期前払費用	634	自己株式	△14,772
前払年金費用	1,359	評価・換算差額等	19,766
繰延税金資産	295	その他有価証券評価差額金	19,766
保険積立金	1,089	新株予約権	25
その他	337	純資産合計	225,627
貸倒引当金	△101	負債純資産合計	288,710
資産合計	288,710		

損益計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

単位：百万円（未満切捨）

科目	金額	
売上高		
完成工事高		182,697
売上原価		
完成工事原価		148,359
売上総利益		
完成工事総利益		34,338
販売費及び一般管理費		10,548
営業利益		23,790
営業外収益		
受取利息	602	
受取配当金	1,337	
その他	741	2,681
営業外費用		
投資事業組合運用損	52	
株式報酬費用	33	
その他	11	97
経常利益		26,374
特別利益		
固定資産処分益	12	
投資有価証券売却益	1,155	1,168
特別損失		
固定資産処分損	118	
投資有価証券売却損	841	
投資有価証券評価損	991	1,950
税引前当期純利益		25,591
法人税、住民税及び事業税	8,387	
法人税等調整額	△1,375	7,011
当期純利益		18,579

連結計算書類の会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

株式会社 中 電 工
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

広 島 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 秀敏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平岡 康治

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社中電工の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中電工及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

株式会社 中 電 工
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

広 島 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 秀敏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平岡 康治

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中電工の2025年4月1日から2026年3月31日までの第110期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第110期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門およびその他内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店および主要な事業場において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2026年5月14日

株式会社 中電工 監査等委員会

監査等委員（常勤） 東岡 孝和 ㊟

監査等委員 飯岡 久美 ㊟

監査等委員 廣田 亨 ㊟

監査等委員 吉永 浩之 ㊟

(注) 監査等委員飯岡久美、廣田亨および吉永浩之は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内

会場

当社本店11階大会議室

広島市中区小網町6番12号（中電工平和大通りビル） ☎ (082) 291-7411（代表）



交通手段

広島電鉄（路面電車）



- ▶ 2号線（広島駅～広電西広島～広電宮島口） [土橋] または [小網町] 下車 徒歩5分
- ▶ 3号線（広電西広島～広電本社前） [土橋] または [小網町] 下車 徒歩5分
- ▶ 6号線（広島駅～江波） [土橋] 下車 徒歩5分
- ▶ 8号線（横川駅～江波） [土橋] 下車 徒歩5分

● お願い：駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮した植物油インキを
使用しています。